

【パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が利用可能なサービスについて】

受領証等を提示することで、本市が提供できる行政サービスは以下のとおりです。今後、新たなサービスが利用可能となった際には、随時更新いたします。

※宣誓書受領証または宣誓者カード等の提示、あるいは写しの提出が求められます。

サービス名	概要	担当部署
市営住宅（定住促進住宅）への入居申込	制度を利用される方全員が入居することが要件になります。申込にあたっては、他の方と同様に入居できるかどうかの審査があります。	建設企画課 (電話 0194-52-2120)
地域子育て支援拠点事業	パートナーと一緒に室内のこども遊び場の提供や、子育て相談支援、親子交流事業、子育て研修会等を受けることができます。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
一時預かり事業	「市内保育所・認定こども園・しあわせSUNつどいの広場・すこやかルーム」において、一時的に子ども（未就学児）を預けることができます。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
病児保育事業	病気になった子（小学6年生まで）において、就労等を理由に一時的に看護することが困難な保護者について、「関上こどもクリニック病児保育室そらまめ」での対象児の預かり、保育・看護を受けられます。 (基本料金：1人1日2,000円)	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
保育園の入所申込み	就労等の理由で、家庭で子どもを見ることのできないご家庭において、希望する保育園への入所申込みを行うものです。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)

<p>子育て応援在宅育児支援給付金</p>	<p>市内に住所を有し、保育施設等を利用しておらず、在宅で0～2歳児の第2子以降の乳幼児を養育している世帯に対し、対象乳幼児1人につき、月額1万円の支給が受けられます。</p> <p>(ただし、保護者が育児休業給付金(または手当金)を受給している期間を除く)。</p>	<p>子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)</p>
<p>保育所利用料等の軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定教育・保育施設を利用する0～2歳児の利用者負担額を家庭内第2子以降である場合は免除されます。</li> <li>・ 教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、家庭内で第3子以降(満18歳までの子どもをカウント)の場合は副食費が免除されます。</li> <li>・ 特定教育・保育施設を利用する子どもが3歳に到達した翌月から「満3歳児」の利用料に変更になります。</li> <li>・ 認可外保育施設を利用する0～2歳児の利用者負担額を家庭内第2子以降である場合は免除されます。</li> </ul>	<p>子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)</p>
<p>施設等利用給付事業</p>	<p>特定教育・保育施設を利用していない子どものいる世帯(教育・保育給付1号認定児のいる世帯を含む)を対象に、市からの認定を受けることで、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、病児保育事業の利用料が無償化(上限額あり)されます。</p>	<p>子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)</p>

家庭児童相談室	18歳未満の子どもの養育や児童虐待等の相談ができます。 ※事実婚扱いでの相談対応になります。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
児童手当	児童手当の支給が受けられます。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
児童扶養手当 ※ひとり親が対象のため、同性婚が認められた場合は不可。	児童扶養手当の支給が受けられます。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
母子保健事業	乳幼児健康診査受診同行や各種相談支援を受けることができます。 また、思春期講演会では、中学校においてLGBT+の理解の推進に関する内容での講演も行っています。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
産後ケア事業	乳児の家族も対象として、ケアが受けられます。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
産前・産後サポート事業	乳児の家族も対象として、子育て支援センター等の交流ができる場の紹介等を行っています。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
子育てサービス利用者支援事業 (母子保健型)	子育てに関わる方へ情報提供、育児に関する悩み等の相談を行い、必要なサービスにつなげているものです。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)
出産・子育て応援事業	実母・実夫が対象乳児と同一世帯に属していない場合は、当該支給対象養育者以外の世帯構成員(世帯主及び世帯員をいう。)等のうちから選ばれた者を支給対象養育者としているものです。	子育て世代包括支援センター (電話 0194-52-2169)

※ほとんどの子育て支援サービスは、子どもがいるひとり親として受けることとなります。

※民間事業者において提供可能なサービスは、直接事業者へお問合せください。

○ 県における利用可能なサービス

分 野	利用可能な制度
健康・余暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県立病院等における面会手続、病状説明等</li> <li>・ 岩手県立視聴覚障がい者情報センター施設（点字図書館や会議室）の利用</li> </ul>
家族・子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て応援パスポートの交付、利用</li> <li>・ 養育里親の認定登録</li> </ul>
居住環境・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営住宅への入居</li> <li>・ 岩手県移住支援金の支給</li> </ul>
安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者生活再建支援金の支給</li> <li>・ 災害援護資金の支給</li> </ul>
行政経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死者に関する情報の開示請求</li> <li>・ （県職員）各種手当の支給、赴任旅費、特別休暇の取扱い、職員公舎への入居等</li> </ul>